

第3回 特殊な土砂災害等の警戒避難に関する法制度検討会 発言趣旨

- ・日 時：平成21年9月16日 15時30分～17時30分
- ・場 所：国土交通省11階特別会議室
- ・出席委員：宇賀委員長、石川委員、笠原委員、片田委員、佐藤委員、村井(仁)委員、
村井(嘉)委員代理渥美土木次長、吉岡委員
- ・発言要旨：以下のとおり

1. 特殊な土砂災害等の発生が切迫している場合の警戒避難に関する国の役割

天然ダムのような特殊な土砂災害にあっては、市町村長に避難指示を行わせる災対法の体系の是非を考えないといけない。情報を一番持っているのは国であり、国のもっと踏み込んだ関与を真剣に検討してもらいたい。

大規模土砂災害に際して、市長自らの判断で避難勧告を出して、全員を避難させた経験があるが、そのような場合、事後でもかまわないので避難の必要性の根拠を国が明らかにしてくれば、市町村長としては大変ありがたい。

大規模災害における広域避難は市町村長だけでは対応できず、災対法第60条の枠組みを堅持したまま議論することに若干無理がある。この点は、土砂災害だけではなく、ゲリラ豪雨でも共通の問題である。すぐに法的な対応は困難かもしれないが、問題意識については本検討会の提言に残しておくべきである。

地域の実情を最も熟知している市町村長に避難指示権を委ねる災対法の考え方は一般的な制度としては十分納得できる。しかし、特殊な土砂災害の発生が切迫しているような状況では、避難させるべき個々の住民の事情等を考えている余裕はない。そのときは、国は情報提供だけでなく、何らかの形で避難の指示・勧告をすることがあってもよいのではないか。

長期間の避難を強制すると、大きな財産的被害が発生する。それだけに、避難指示をする市町村長の判断の裏付けが欲しい。過去に経験した大規模土砂災害では、災対法63条の警戒区域を設定して、区域内の立入を全面的に禁止したのが被害発生防止に決定的効果があった。

特殊な土砂災害の緊急調査は国、一般的な土砂災害については都道府県とする原則は理解できるが、土砂災害発生の頻度から見て、緊急調査の実施主体の多くは都道府県になる可能性があるが、それには、相当な準備、訓練、覚悟が必要である。一般の土砂災害について都道府県が権限を行使する場合でも国の技術的支援が必要である。

都道府県によっては、土砂災害に対処できる担い手が少なくなり、対応能力が十分でないところもある。そのような実情を踏まえると、一般の土砂災害の発生が切迫しているときの対応を一律に都道府県に委ねるのは難しいのではないか。

砂防に対するニーズが高く、直轄の事務所が複数あるような県では、災害対応だけでなく、平時の砂防事業についても、国から支援を受けている。特殊な土砂災害に限らず、災害対応には国が責任をもって取り組んでいただきたい。

大規模土砂災害時には、地方整備局の緊急災害対策派遣隊が活躍した。国として、地方を広域的にカバーする体制をもっておられることが大変重要であると認識した。

2. 土砂災害情報

国が緊急調査を行い、その結果に基づき、住民等を避難させるべき区域及び時期を土砂災害情報という形で公表されるということであるが、市町村長が避難指示・勧告を発令する前に土砂災害情報が公表されると混乱が生ずるおそれがある。国の土砂災害情報は、まず都道府県に連絡いただいた上で、市町村長が避難指示・勧告の発令の判断をする流れとなるべきだ。

特殊な土砂災害のうち、堆積した火山噴出物に由来する土石流は、火山灰等が堆積した時点では住民を避難させることはなく、一定の雨が降り出して初めて災対法の避難指示等を発令することになる。このような場合、土砂災害情報はきめ細かく情報提供していくべきである。

過去の大規模土砂災害においては、国土交通省の幹部から市町村長あてに逐次直接情報を提供いただいたことが大変役立った。

「どことこの区域内の方はいついつの時点までに避難すべき。」旨の情報に基づき避難をさせた場合、避難時に残してきた財産に生じた損害の責任問題が発生する。情報発信に伴う責任の所在を明らかにしてゆく必要がある。

土砂災害情報について、「どことこの区域内の方はいついつの時点までに避難すべき。」のみでは情報として不十分であり、現象そのものに関する情報や被害想定に関する情報も併せて提供すべきである。

3. その他

今回新たに「土砂災害緊急警戒区域」が創設されると、土砂災害防止法上の「警戒区域」が3種類、その他に災対法63条の「警戒区域」があり、混乱しやすい。用語法として整理できないか。

提言案の中で現行土砂災害防止法に基づく警戒避難体制と、本検討会で議論している「土砂災害緊急警戒区域」が並べて書かれているが、前者は平時の措置、後者は緊急時の対応であって、その違いが判るよう表現を工夫すべきである。

以上